



おおくわ

議会だより

第141号

平成27年7月23日発行

発行 大桑村議会

議会報編集特別委員会

長野県木曽郡大桑村長野2778

電話 (0264)55-3080



おみこし“わっしょい”夏本番へ

6月定例会

🌸 大桑村空家条例を審議

2

🌸 一般質問
6名が登壇、村政を問う

6

🌸 議会活動レポート

13

の議案を審議しましたー

に関する条例 全員一致で可決

安心安全な生活環境の保全を目指して

6月定例会は、6月15日から26日までの12日間の会期で開かれ、組合議員報告、議長報告、行政報告、監査報告の後、陳情2件を審議。一般質問(6名6件)が行われた。村長提出議案(条例改正等5件、補正予算2件)などが上程され慎重審議し可決。また、監査委員の選任について、原案に同意しました。

Q 空き家を撤去した場合、固定資産税の減免など支援策を講ずる考えは。

A 条例では、村が空き家対策を総合的及び計画的に実施するところなので、計画の中で検討していく。

Q 廃工場も条例の対象だが、所有者の特定など執行までの手続きが困難であると思うが。

A 所有者が不明な場合、裁判所に財産管理人の申し立て手続きを経る。

Q 空き家有効活用のための支援策は。

A 住宅増改築補助金を空き家にも利用できるような要綱を改正。

Q 大桑村独自の規定として寄付申出の条項があるが、申出の条件は。

A 規則で制定してある。

Q ①倒壊や資材の飛散のおそれがあり、隣接家屋や公道への危険性が高い建物。

A ②周囲の景観を著しく損ねると認められる建物。

③木造建築物(一部軽量鉄骨造りを含む)
④建物および敷地を一括して寄付できること。
⑤建物および土地に抵当権等が設定されていないこと。

※条例の概要は4頁



空き家を利用した宅幼老所「しゃくなげ」

補正予算

27年度一般会計

総額34億3千万円に

道路整備国庫補助減額

Q 道路関連の国庫補助金が4千万ほど減額になっているが内容は。

A 国の方から防災関係70%、道路改築で50%減の指示が出ている。国庫補助を使う自治体が増えているため補助金が減っている。

Q 今後もこのような方向で推移するか。

A ここ何年かは減額で来ている。今後とも期待はできない。

Q 減額により自治体負担が増し、生活基盤の改善がなされないか。どのように考えるか。

A 整備等については計画通り行いたい。が、一、二年で実施していたものを二、三年で対応せざるを得ないと思う。

歴史民俗資料館

Q 今年度資料館が改装される。学芸員と指導員兼務で資料館運営に支障はないか。

A 以前より文化財、資料館の運営にも携わってこられた方なので心配ない。

要望

改装する資料館の運営を円滑にするためにも、専任の学芸員の配置を要望する。

こんなことが決まりました

— 条例改正など

大桑村空家等の適正な管理に

条例改正

●大桑村福祉医療費給付金条例の一部改正

県要綱の一部改正に伴う条例の改正

●企業立地の促進法等

による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条

第1項の規定に基づく準則を定める条例制定

国の法律に基づき、

工場立地に伴う敷地面積に対する緑地及び環境施設の面積割合を定める条例の制定

●大桑村空家等の適正な管理に関する条例制定

国の法律の施行に伴い、空家の適正な管理に関し必要な事項を定める条例の制定

その他

●村道路線の変更

村道伊奈川1号線改良事業終了に伴う村道

橋場伊奈川線の終点変更

請負契約

●平成27年度大桑村防災行政無線デジタル化整備工事請負契約

・契約方法

指名競争入札

・契約金額

3億6000万円

・契約の相手方

松本市

(株)日立国際電気

長野営業所

陳情

●安全保障関連法案の撤回・廃案を求める陳情

陳情団体

戦争をさせない1000人委員会・木曾

代表 栗屋 徳也 他

結果

賛成多数 採択

●TPPに関する国会決議の実現を求める陳情書

陳情団体

J A 木曾

代表理事組合長

高橋 徳

結果

全会一致 採択

人事

●監査委員の選任

大桑村野尻

奥田 斗生 氏

同氏の再任に全会一致で同意。



会計別補正状況

(単位: 万円)

会 計	補正額	補正後の 予算額	主な内容
一 般 会 計	4,807	343,107	庁舎建設基金積立追加 2,031
			補助事業等つなぎ資金貸付基金追加 200
			村単林道事業追加 (山久保線) 576
			木曾観光復興対策負担金 132
			国庫補助道路新設改良事業追加 1,139
国民健康保険 事業特別会計	84	41,928	後期高齢者支援金 384 予備費 Δ 300

木曾観光復興対策

Q 木曾観光復興対策負担金の内容は、

A 御岳山噴火災害以降設立された木曾

各メディアを利用した情報発信、木曾町、王滝村等の宿泊利用者への郡内スキー場リフト券、協賛商店の買い物優待券配布等の復興対策。

観光復興対策協議会への負担金。事業内容は、

〈審議から抜粋〉



大桑村空き家等の適正な管理に関する 条例を制定 7月1日施行

条例に基づく対応の流れ

村民等からの情報提供

立入調査等

助言・指導

勧告

命令

公示

行政代執行

※大桑村行政代執行検討会議
の決議に基づき実施。

(詳細は大桑村HP、広報等
でご確認ください。)

・寄付の申し出
・空き家情報バンク
登録

緊急安全代執行

「特定空き家等」とは



条例制定のポイント

- 空き家等の適正な管理に関して所有者及び村の責務を明確化。
- 管理不全状態の空き家等（特定空き家等）の所有者に対する指導、勧告、行政代執行等を規定（左図参照）。
- 特定空き家等の寄付についての条項を村独自で規定。
- 空き家情報バンク制度の積極的な活用の推進。

① 倒壊等が
著しく安全
上の危険な
ある状態



② 著しく衛
生上有害と
なるおそれ
のある状態

③ 適切な管理
が行われない
ことにより著
しく景観を損
ねている状態



④ 周辺の生活環
境の保全を図
るため放置す
ることが不適切
である状態

木曽広域連合議会報告

◎開催日 5月25日

◎場所 木曽文化公園

新ごみ処理施設建設
28年度着工へ順調

委員会の構成をおこ
ない、岩佐議長が総務
委員会、木戸議員が福
祉環境委員会、鈴木議
員が経済観光委員会お
よび議会運営委員会
の所属となった。

定例議会後、全員協
議会を開催。この3月
31日でケーブルテレビ
のデジアナ放送が終了
したが大きなトラブル
もなく終了したこと。
新ごみ処理施設建設に
関して、5月7日に技
術審査委員会を設置
し、28年度工事着工に
向け順調に進んでいる
旨の報告を受けた。

(報告者 鈴木 武)



道路定期点検業務に
416万円
定例議会では、条例
の一部改正、27年度補
正予算等が上程され、
審議の上全て承認され
た。主たる議案内容は、
木曽広域連合が、道路
定期点検業務を請け負
うことができるように
規約改正をおこない、
各町村から事業内容に
より分担金を規定する
もの。当村の今年度の
分担金額は、416万
円。

庁舎建設 特別委員会 設置



原田先生の講演

議会改選に伴い、庁舎建設特別委員会を設置し、第1回委員会を6月2日に開催。今までの庁舎建設検討経過と今後の予定等を聞き意見交換を行いました。

4月20日には役場内に専門部会が設置され、施設の規模の検討が行われ、9月頃までに検討結果が出る予定。

6月23日には庁舎建設検討委員会が「大桑村に必要な図書館の在り方についての研修会」を行い、議会の特別委員会も参加。おおくわ子どもの本の会・原田紗千子先生より、「0歳から百歳まで図書館はみんなが集えるところ」と題して講演

を聞きました。

「図書館は『希望』です。文化のあるところに人間らしい未来が生まれる、赤ちゃんからお年寄りまでゆったりとくつろげる親しみやすいところ。

庁舎建設に向けては、50年百年を見越して必要にして十分な条件を備えてほしい。また、図書館を具体化する段階になったら、学識経験者や専門的な見解を持った方を委員に加えていくことが望ましい」との意見をいただきました。

(報告者 下起 幸一)

議員6人が 村政を問う

6月定例会の一般質問は15日に行いました。
質問議員が要約したものを掲載します。

一

般

質

問

◆一般質問とは◆

一般質問は、村が行うすべての事務や事業に関して何でも質問できる大事な議員活動の場です。

年4回の定例会のみで、臨時会ではできません。

・質問時間は1件30分以内

大桑村議会では、議員が質問できる時間は答弁を含め1件30分以内です。

・一問一答方式

質問は、一つ質問をして一つの回答を得る一問一答方式です。

この方法は、より問題を深められる方法といわれています。

・事前通告

質問したい議員には、前もって質問内容を記した事前通告書の提出を義務付けています

質 問



木戸 勘一 議員

全国・長野県内の地域おこし協力隊 取組状況

年度		21	22	23	24	25	26
県内	協力隊人数	4	11	22	49	75	159
	実施自治体数	2	6	11	14	20	41
全国	協力隊人数	89	257	413	617	978	1,511
	実施自治体数	31	90	147	207	318	444

(平成 27 年 4 月現在)

地域おこし協力隊

導入への取組みは

導入について十分検討したい

Q

大桑村の人口も 4 千人を切り、人口減少に対する取り組みが重要である。その一つとして、都市地域から若者等が過疎地域へ

移住し、地域を支援する地域おこし協力隊の制度があり、木曽郡内でも取り組みが進んでいるが、大桑の取り組みは。

A 国や県の説明会や研修会に参加し、全国や郡内の状況を踏まえて検討を進める。

Q 募集する場合、その内容として、農産物や特産品の開発、住民の交流支援、休耕地、空家対策などがあるが、大桑村の場合何を目的にするのか。

A 村の課題や地域のニーズに直結した事業を見つけ、受け入れ後のサポートも考えて検討していく。

Q 空き家問題が深刻である。村で 208 棟ある空家の固定資産税の納付状況は。

A 97% の納付率である。

Q 5 月 25 日に施行された、国の空家等に関する特別措置法の「特定空家」とは。

A 「特定空家」の定義は、①倒壊等著しく危険がある状態、②衛生上著しく有害な

状態、③管理不十分で景観を損なう状態、④生活環境の保全を図るために、放置が不適切な状態、である。

Q 村の特定空家は何棟あるか。

A 13 棟が特定空家の状態である。

Q 行政代執行に至るまでの経緯と、撤去費用は。

A 指導、勧告、命令と段階的に実施し、履行が困難な場合



和村にある空き家

に行政代執行となる。費用は所有者に請求する。

Q 特措法では、命令に従わない場合、標識の設置ができる規定があるが、どのような標識を立てるのか。

A 標識には、指導、勧告、命令に至るまでの経緯と命令に従わない理由を明記する。



Q&A 村政を問う

鈴木 武 議員

般

ふるさと納税の促進を

納税額増額に向け取扱いを 考えたい

Q 高齢者福祉、子育て支援等福祉への期待は高まる傾向にある。福祉はどうあるべきか、その財源をどのように捻出するか、自主財源が25%以下で多くを依存財源に頼っている当村にとっては大きな課題の一つと言える。

今回、空家条例を制定し、空き家の利活用を促すことにより、人口対策と共に税収入も

見込んでいる。以前提案した「空き家税」といった新税を国に求め、空き家対策の一助にする考えはないか。

A 空き家税の考えは、持っていないが、国の対応は注視したい。

Q 空家条例の制定も必要だが、空き家を活用する等、防ぐ対策も必要。活用に向け「家財道具の撤去費用補助金」を新設した村もある。村も、当村にふさわしい空き家対策



夜桜まつり スポーツ公園

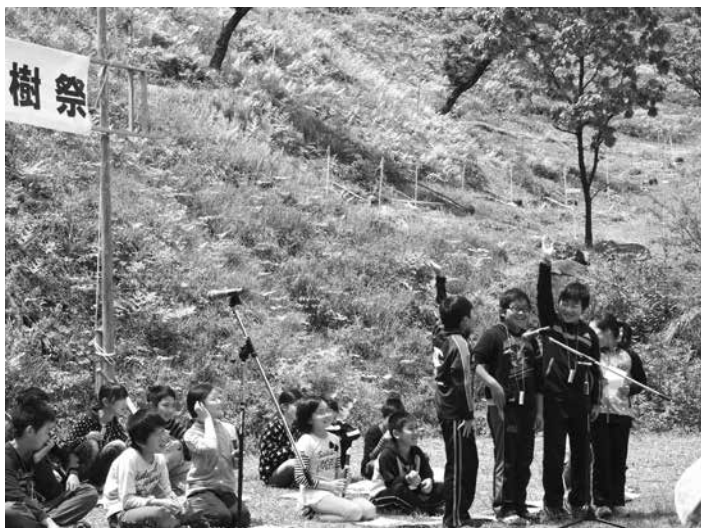
に関する補助金制度を提案したい。

A 使用できる空き家所有者の53%が、賃貸を考えていないとの調査結果であり、家財道具は個人財産であるので、補助金制度は考えていない。

Q 県内でも、年間6億円ほどの「ふるさと納税」を受けている自治体があり、大きな自主財源となっている。当村では、平成20年度から今日までの納

税総額は66万円ほどである。自主財源確保とともに、返礼品の選択次第では、特産品づくり等、ビジネスチャンスにもつながる「ふるさと納税」促進に向け、見直す考えはないか。

今年度、総務省から市町村へ、返礼品については、良識ある対応をする旨の通達が出ている。現在、村では5%程度の返礼品を届けているが、選択できる品をもっていない。検討を行っていないが今後は、ふるさと納税の増額に向け、返礼品の見直しとともに制度のPR活動を考えたい。



植樹祭 大桑小5年生

質 問



水野 進 議員

あてら荘指定管理選定の スケジュールは

指定管理者選定を急ぐ

Q 昨年度のあてら荘の経営状況は。

A 経費や原価を3400万円圧縮できたが、災害での利用者減で売上は減少した。

Q 次期も(株)あてらへの指定管理なのか。

A 現状では、(株)あてらが最有力と考える。

Q 村長と運営責任者の兼務の妥当性は。



あてら荘

A 難しい判断を迫られる。第三者が責任を負うことが望ましい。

意見 現運営方法の変更改善が必要と思う。

Q 他自治体は、運営を民間企業に任せ、実績を上げているが。

A (株)あてらの株は、全株村保有で、直営と同じである。(株)あてらの雇用や公募で適時に委託先が見つかるか

などの問題がでる。今後の検討課題とした。

意見 継続雇用、地元食材使用、適度な経営支援などの条件

提示で受託の可能性は高まり、村の主体的経営の形が取れる。前向きな検討をお願いする。

Q 今後のタイムスケジュールは。

A 期限は来年3月31日。指定管理者選定業務を急ぎたい。

Q 空家条例制定における重点是。

A 法律施行のほか、特定空家等を村に寄付をすれば、村の所有として除去もしくはリフォームし、売却することなど独自に規定した。

Q 代執行の適用基準は不可欠と思うが。

A 所有者不明の場合、行政指導や代執行の実施が懸念される。個人財産に行政がどう関与できるか慎重な判断が必要である。



空き家を利用した地域の茶の間「ますや」

Q 特定空家等の撤去に、国や県の補助や、所有者不明の空き家でも対処できるよう望む。

A 保安上危険な建築物や火災予防上からの措置が必要である。

Q 須原門前下の廃棄されている工場に対する公的措置は可能か。

A 空き家等を含むと解釈している。措置を早く取るようお願いしたい。

意見



Q&A 村政を問う

瓜尾 美佐子 議員

般

マイナンバー制度のリスクは 個人情報流出の場合 影響が懸念される

Q 政府が来年1月実施をめざして進めているマイナンバー制度は、年金の個人情報

が125万件も流出したことで、住民の不安が高まっている。村としての今後の進め方と住民への周知は。

A 10月に番号を知らせる「通知カード」

を各個人に郵送、来年1月よりカードの交付予定、企画係で準備を進めている。周知はポスターの掲示、リーフレットの公共施設への配置、広報の特集記事

あなたにも、マイナンバー。
はじまります。



平成27年
10月から
マイナンバーを
一人ひとりに
お届けします！

マスコットキャラクター 総務省HP

など行ってきた。

Q 事業所は来年1月以降、社会保険料

の天引き手続きなどに番号を使うことが義務づけられており、厳格なセキュリティ対策が必要とされている。事業所への対応は。

A 対応が遅れている。昨年12月に事業者

向けのガイドラインができ、村としては商工会へ対応を依頼している。

Q この制度で、住民にはどんな利便性

があるのか。リスクは。

A 利便性としては、年金手続きなど窓口の手続きが省略されることなど。リスクは

利用拡大に伴い、個人情報流出した場合、影響が懸念される。

Q 国民や企業にはマイナンバーの恩恵

はほとんどない。むしろ他人による番号の不正使用や個人情報流出



親子教室 すくすく

による被害はより深刻。

さらに政府は、預貯金口座やメタボ検診の結果などにも番号を使うように法改定を進めている。その狙いは高

齢者を中心に金融資産を把握し、医療や介護の負担を引き上げるなど社会保障の抑制にある。このように利用範囲が資産・医療情報に広がれば、もし情報が漏れた場合にはプライ

バシー侵害や情報の悪用の危険がある。住民の暮らしを守る自治体として国に制度の延期を求めるべきではないか。

A 国の施策としてやっていることなので、中止せよとは言えないが、国は危険を取り除くよう努力すべきである。

質 問



細田 光一 議員

庁舎建設について 住民に説明責任を果たせ 説明責任は果たしてきた

Q 住民監査請求に関して、監査委員からの勧告をどのように受け止め、勧告内容をもとのように実行し、また、自らの責任はどうとるのか。

A 村として勧告内容を尊重し、弁護士と相談しながら対応していく。

Q 庁舎建設準備室ができ、庁内検討委員会、庁舎建設検討委員会が組織され、候補地も旧大桑小学校跡地が有力と報告されている。今までの経過の中で、意思決定がされていないにもかかわらず、決定事項の下で事業が進行していると捉えて

いる村民も多い。住民説明会やアンケートは実施したのか。

A 平成24年から始まった第5次総合計画策定のときにも議会に諮り、その過程でも地区へ出向いて話を聞いてきた。

Q 新庁舎に対する住民の理解を得るためにも、新庁舎の位置づけや進め方について再検討し、手立てをとれないか。

A 第5次総合計画策定の中でも十分議論し、今までの議会の中でも議論して現在に至ると認識しているもので、戻るということにはならない。

Q 住民への説明責任は。

A 説明責任は果たしてきたと認識している。今は、住民懇談会やアンケートを実施する時期ではないので、計画していない。

議会を土日開催へ

いつでも開催する準備はある

Q 現在の議員は全員60歳以上で、職業も自営業や無職である。若い世代の人達から議員が生まれるような環境作りが重要。議会を土日開催にすれば若い人も参加しやすくなり、議会の活性化に結びつくと思うが。

A 住民参加の村づくりを目指しているので、提案は大変結構と思う。行政と議会とで土日開催という話がまとまれば、いつでも開催できる。



議会風景 平成27年3月議会



Q&A 村政を問う

古畑 昌夫 議員

般

国保制度の改善 国庫負担の増額を

国民として平等に
暮らす権利は大事

Q 今国会で改訂した医療保険の影響は。医療保険の見直しにより、国保関連では財政運営が都道府県化されることになる。

A 医療保険の見直しにより、国保関連では財政運営が都道府県化されることになる。

Q 今回の見直しにより、後期高齢者医療保険の負担増、入院患者の食事代の値上げ、保険の適用外の診療の拡大などもある。

A これまで、全国町村会では国保の広域化を要望してきたが、広域化で

財政基盤の改善が期待できるか。

A まだ詳しい説明がないのでよくわからない。

Q 県内では、国保税の一人当たりの平均で一番高いところと安いところで2・8倍の格差がある。これを平準化すればどうなるか。

A 大桑村としては困ったことだと思う。



検診の受付 保健センター

Q 1984年の医療制度の見直しで、それまでの国保収入の50%だった国庫負担が現在25%になっている。この間、国保税は2倍になっている。今後の見直しはどうか。

A 県が標準税率を示して村で国保税の税率を決めることになる。基金がなくなれば税率の改定が必要になる。



木曽病院

Q 長野県の平成25年度の統計によると、大桑村の一人当たりの国保税の平均額は県下で61番目となっている。医療費の窓口無料化をした場合のペナルティーは（罰則）はどのくらいになるか。

A 国庫負担のうち療養給付費と普通調整合交付金の15・7%の減額が考えられる。

Q 窓口の無料化とペナルティーの廃止、国庫負担増額を強く求

めるべきではないか。さらに運動していきたい。

A 国は、医療費抑制のため、病院のベットの削減を求めている。

Q 「地方創生」と矛盾していると思う。国保についてよく検討し、改善を求める必要があるのでは。

A 国保の下で平等に暮らす権利は大事だ。

(別表) 平成 26 年度 各会計別年度末調書

平成 27 年 5 月 31 日現在 (単位=万円)

会 計 別	歳入総額	歳出総額	差引残高	繰越明許費等	再差引残高	基金積立金	翌年度繰越金
一般会計	362,803	355,057	7,746	1,310	6,436	3,218	3,218
村営水道事業特別会計	25,686	25,453	233		233	117	116
国民健康保険事業特別会計	41,085	39,519	1,566		1,566	783	783
農業集落排水事業特別会計	12,278	12,123	155		155	78	77
公共下水道事業特別会計	10,397	10,265	132		132	66	66
後期高齢者医療事業特別会計	6,339	6,332	7		7		7
計	458,588	448,749	9,839	1,310	8,529	4,262	4,267

平成26年度各会計
決算状況速報

行政報告

住民監査請求

平成 27 年 3 月 23 日、村が所有する山林の境界について住民監査請求が出され、監査委員会が受理。内容は、村が取り交わした村所有の山林の境界を定める事の内容とした覚書は、適正な立ち合いに基づき行われたものでなく、村有地が減少していると推測されるので、覚書を失効させ、改めて関係所有者の立会いの下で境界確定を行うよう求められたものです。法に基づき監査委員が監査した結果、5 月 21 日村に対し、境界を正しい位置に回復するため、必要な措置を速やかに講ずべきであるとの勧告を受けました。村ではこの勧告内容を尊重するとともに、

に、早急に山林所有者との協議を行い必要な措置をとることにしました。

直轄事業

国の事業が決まりました。内容は次のとおりです。

○直轄国道事業

・大桑地区交差点改良
1 億 5 0 0 0 万円

○直轄砂防事業

・越百川第 3 砂防堰堤
4 億 7 8 0 0 万円
・下在砂防堰堤工群
1 億 3 5 0 0 万円
・細久保砂防堰堤
1 億 6 0 0 0 万円
・太田第 1 砂防堰堤
8 0 0 万円



住民監査請求 監査報告

地方自治法第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求の監査を実施しました。監査結果は次のとおりです。

① 監査の概要

① 監査請求人

大桑村住民監査請求人

② 監査請求書提出日

平成 27 年 3 月 23 日

③ 本件請求の要旨

大桑村長が平成 26 年 11 月 21 日付で取り交わした、大桑村所有の山林（以下「本件土地」という）の境界を定めることを内容とした覚書（以下「本件覚書」）

は、適性な境界の立ち

合いに基づき行われた

ものでないため、本件

土地の面積が著しく減

少していると推測され

る。よって、本件覚書

を失効せしめて、関係

所有者の立会いの下で

境界確定手続をとるよ

う求める。

④ 監査の実施

請求人提出の事実証明書及び大桑村から提出を受けた関連証拠を参照するとともに、大桑村職員から経過を聞き取った。

⑤ 監査期日

平成 27 年

4 月 6 日、16 日、
5 月 11 日、18 日

② 検査の結果

大桑村は、本件土地の隣接地 4 筆の所有権移転登記手続き後にこの事実を知り得ており、境界立ち合いの機会が

与えられなかった事実等、本件覚書を取り交わすに至った経緯に配慮しても、正当な理由及び客観的事実に基づかず、大桑村が所有する山林の範囲を減ずると解される本件覚書を作成し境界を確認する行為は、正当な財産管理の行為とは言い難いと判断し、自治法 242 条第 4 項に基づき、大桑村長に対し、本件覚書の効力を否定し本件土地と本件隣接地の境界を正しい位置に回復するため、必要な措置をできるだけ速やかに講ずべきことを平成 27 年 5 月 21 日に勧告した。

監査委員 奥田斗生

同 水野 進

(報告者 水野 進)

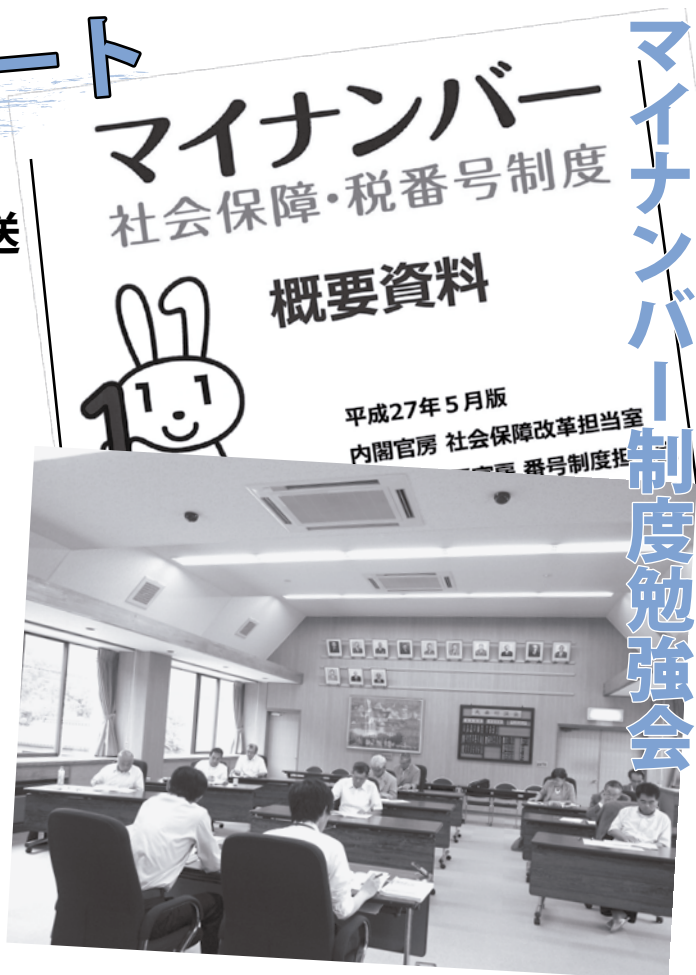
議会活動レポート

「通知カード」10月から郵送

6月16日の議会定例会終了後、議員全員でマイナンバー制度について、総務課の担当職員から説明を受けました。

この制度は、日本国内に住民登録のあるすべての人に、唯一無二の番号を付すことで、社会保障・税・災害対策の分野において個人の情報を適切に把握し、

さまざまな機関に存在する情報が、同一人物の情報であることを確認するための制度です。「通知カード」は、個人番号（マイナンバー）を通知するため、日本国内に住民登録のある人全員に配付され、村では10月以降、各個人に郵送されることとなります。



議員からは高齢者が多いため、わかりやすい丁寧な説明が必要であることや紛失したときの対応について質問。カードは無料発行ですが、紛失などによる再発行は有料となり500円の予定で、『個人番号カード』には顔写真が添付され身分証明書として利用できること、取得については任意であることなど、制度の基本的な事項についてひと通りの説明を受けましたが、今後、住民周知においては、高齢者にわかりやすい説明が求められます。国のすすめる施策であるが、問題点についてもしっかり把握し、必要があれば自治体からも声を上げていくことが大切であると感じました。

（報告者 瓜尾美佐子）



木造住宅推進協議会との懇談会

6月23日、若者の定住化をテーマに、大桑村木造住宅推進協議会と議会が懇談会を行いました。

懇談では、若者の定住のために、更なる住宅整備や宅地造成が必要との意見や、空き家対策を定住化対策につなげていくために、空き家の解体に対する補助制度など、思い切った施策への期待が話し合われました。

リホーム補助金利用拡大を

また、村のリホーム補助金について、限度額まで何年度でも利用できるよう、住民が利用しやすい制度への要望がありました。

議会として、各団体と協力し、村や県に定住施策の財政支援等の要望を上げていくこととしました。

（報告者 沼 友行）



サークル紹介 第6回



須原ばねそ保存会

「須原ばねそ」は本来盆踊りです。私たちが子どもだった頃はお盆になると須原各地で二重、三重の輪になって、夜の更けるまで踊る熱気に魅せられたものでした。現在は、現役を退いた保存会の諸先輩方から指導を受けついで元氣な婦人会員の皆さん中心に、村内

外の施設の慰問や、ご招待をいただく各地のお祭り、民謡大会の催し等に積極的に参加して保存活動に努めております。

また、大桑小学校のご協力により、運動会でも踊っていただき、文化伝承していくためにも、とても嬉しく思います。ひとえに村の皆さんのご理解と協力の賜物と感謝申し上げます。

今後の課題は保存会員の若返りです。声をかけ合いながら楽しく踊れる雰囲気作りをして保存会員の参加をお願いし、継承できるように活動したいと思っています。

(副会長 古谷英明)

作品紹介 8



作品名 赤毛のアンの家

作者 パッチワーク教室

榎秋 達子さん (弓矢下)

大好きな「赤毛のアン」を題材に、約3,700枚の布を縫い合わせて、2年間かけて完成しました。

編集後記

大桑村では8年ぶりの選挙を終え、新体制の議会が始まりました。

村の人口が4千人を切り、人口減少、少子高齢による課題が山積した中、6月議会では空き家問題に関する一般質問や空家条例制定について、活発な議論

を行いました。

村民が安心して生活するために、生活環境を整える確かな一歩になると期待しています。

議会報編集特別委員が改選され、新メンバーで初めての議会だよりを皆様にお届けしましたがいかがでしたでしょうか。より身近で分かりやすい紙面作り

に努力してまいります。みなさまからの感想やご意見をお待ちしております。

(木戸)

委員長 木戸 勘一
副委員長 瓜尾美佐子
委員 沼 友行
水野 進

大前今朝男